

## 調査事項 1. 災害廃棄物処理に関する法体系

## I 関連法

法 律	災害対策基本法
概 要	この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

法 律	大規模災害からの復興に関する法律
概 要	東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した昨年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法 律	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 (国土強靱化基本法)
概 要	基本法の前文では、東日本大震災の発生及び南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害等の発生のおそれを指摘した上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆げい弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。

法 律	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
概 要	この法律は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、地震防災対策特別措置法（平成七年法律百十一号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

法 律	首都直下地震対策特別措置法
概 要	この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

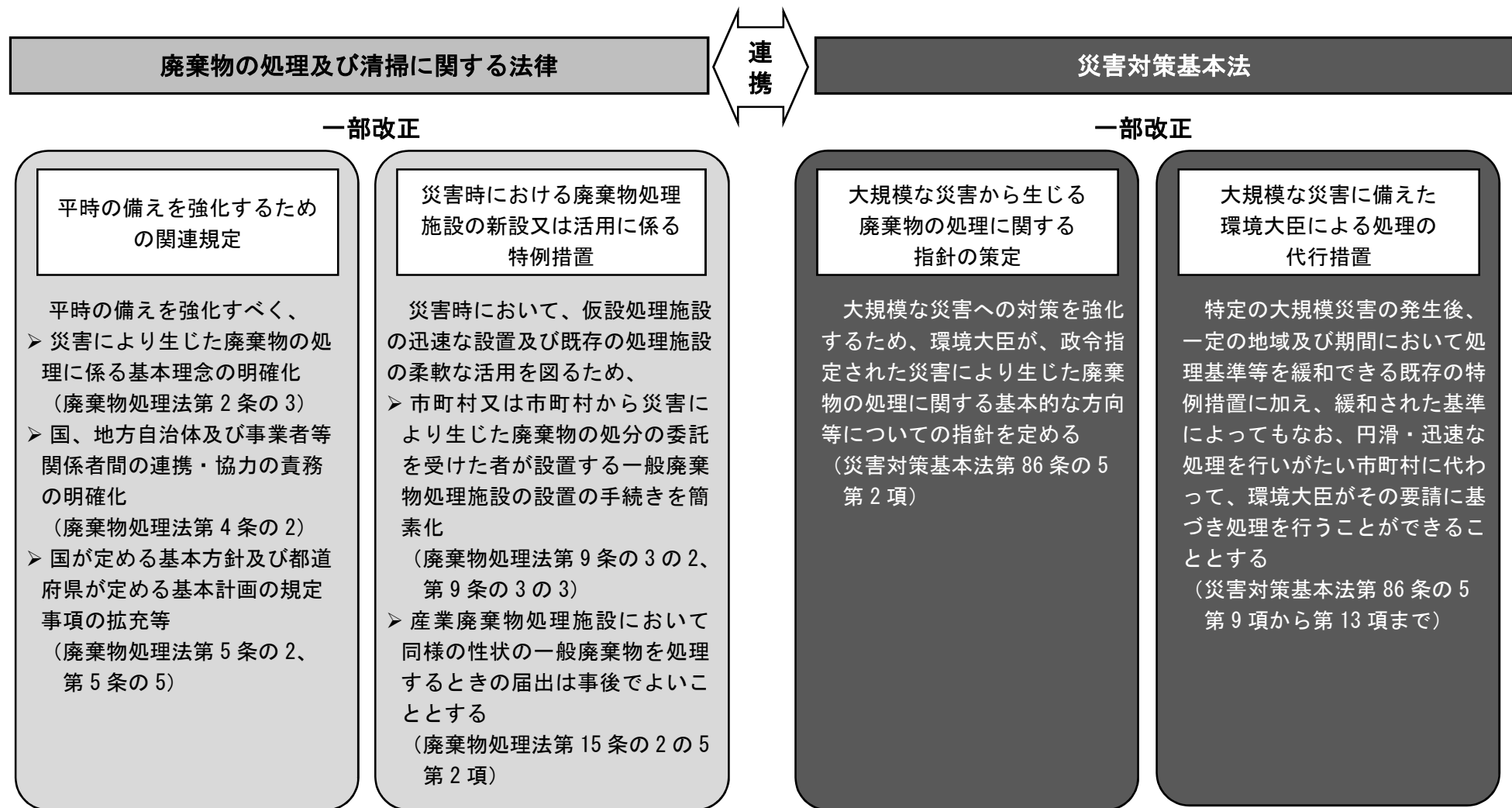
## II 災害時の廃棄物対策に係る法体系

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で円滑かつ迅速に処理すべく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）と災害対策基本法が連携した法体系が整備されている。

具体的には、東日本大震災時に適用した廃棄物処理に係る特例措置を、法改正（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律：平成 27 年法律第 58 号）によって恒久化し

- ・ 災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化
- ・ 非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化
- ・ 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準の緩和
- ・ 大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理指針の策定及び廃棄物処理の代行

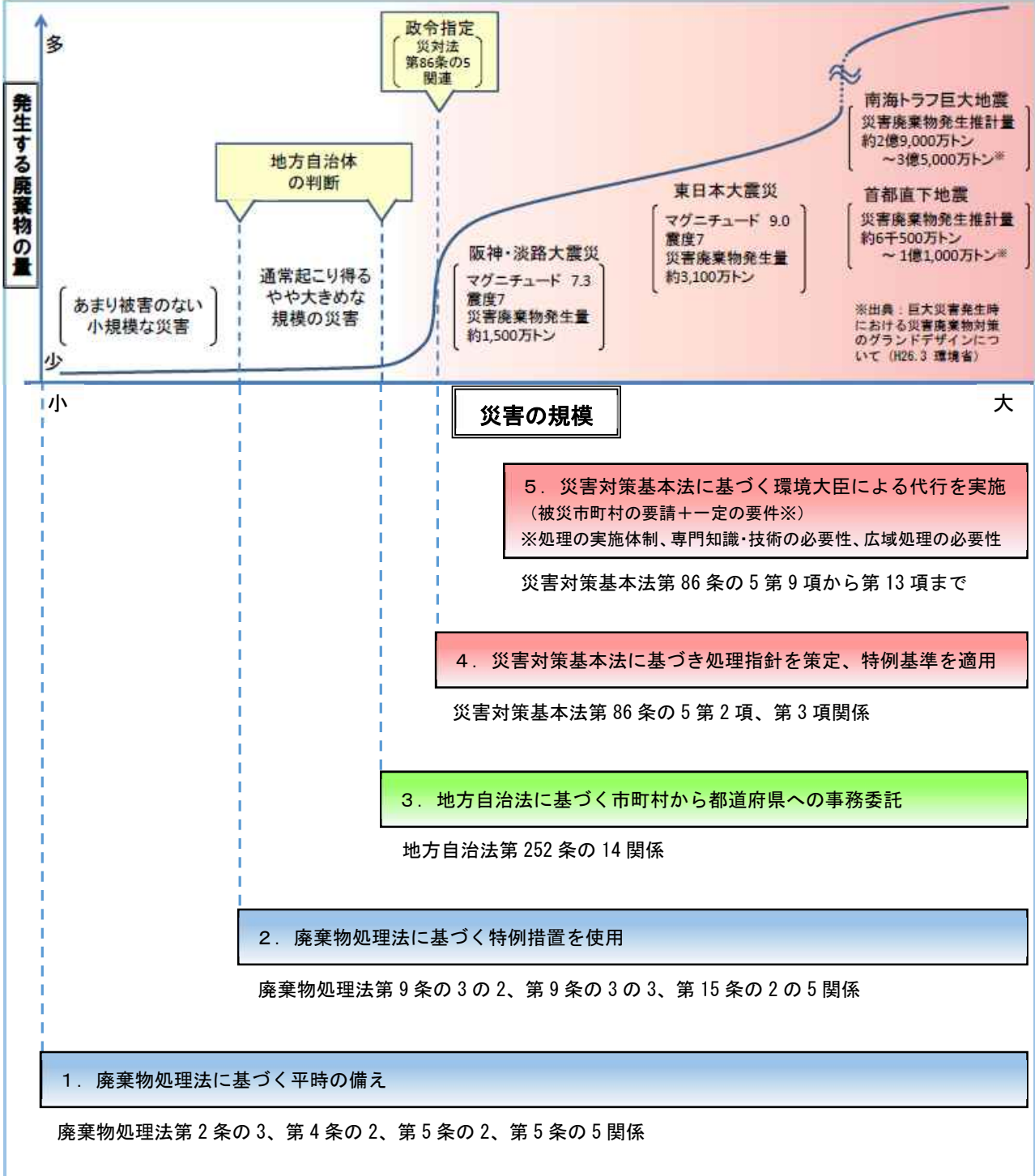
など、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない対応が行われるよう、災害廃棄物対策に係る措置の拡充が図られている。（図 1、図 2）



(出典) 環境省HP資料 (一部加筆)

図 1 廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 58 号) による災害廃棄物対策に係る措置の拡充 (概要)

## 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



(出典) 環境省HP資料 (一部加筆)

図2 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方

## 1. 廃棄物処理法に基づく平時の備え

### 1) 非常災害により生じた廃棄物の処理の原則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 58 号。以下「平成 27 年改正法」という。）において、新たに「廃棄物処理法第 2 条の 3（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）」が追加された。

#### （廃棄物処理法第 2 条の 3）非常災害により生じた廃棄物の処理の原則

1 非常災害により生じた廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、発生量が著しく多量であることを踏まえ、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等により減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

#### 【趣旨】

- ① 非常災害により生じた廃棄物は、平時同様、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならないという、災害廃棄物処理に係る基本原則を明確化するもの。
- ② また、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がされなければならないことを定めるもの。
- ③ なお、廃棄物処理法における「非常災害」とは、平成 27 年の改正前の廃棄物処理法にもともと規定されていた概念であり、主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。個々の災害が廃棄物処理法上の非常災害時に係る特例措置等の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断されることになる。

### 2) 非常災害時における連携及び協力の確保

平成 27 年改正法において、新たに「廃棄物処理法第 4 条の 2（非常災害時における連携及び協力の確保）」が追加された。

#### （廃棄物処理法第 4 条の 2）非常災害時における連携及び協力の確保

国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

- ① 廃棄物処理法第 4 条の 2 は、廃棄物の処理の原則が非常災害時においても遵守されるよう、国、

都道府県、市町村、事業者等の関係者が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととするもの。

- ②「その他の関係者」とあるのは、平成 27 年の法改正前には廃棄物処理法に明確に規定されることのなかった技術専門家、大学・研究機関等専門家を指す。
- ③「事業者」とあるのは、災害廃棄物処理に係る対策の実務は、廃棄物処理事業者の保有する既存の廃棄物処理施設の活用をはじめ、事業者の果たす役割が大きく、処理の円滑かつ迅速な実施には様々な分野の事業者の能力が最大限に発揮されるよう努めることが求められる。

### 3) 基本方針

環境大臣は、廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなっている。

平成 27 年改正法で、廃棄物処理法第 5 条の 2（基本方針）第 2 項第 4 号の次に第 5 号が新たに追加された。

#### （廃棄物処理法第 5 条の 2）基本方針に定める事項

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

#### 【趣旨】

基本方針に定める事項として、非常災害に対する事前の備えを可能な限り図ることで発災後には円滑かつ迅速に対応し、非常災害時であっても廃棄物の減量その他その適正な処理を行うための措置及び非常災害発生時においても処理能力を確保するための処理施設の整備に関する事項を追加するものである。

### 4) 都道府県廃棄物処理計画

都道府県は、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づき、基本方針に則して、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「都道府県廃棄物処理計画」という。）を定めることとなっている

平成 27 年改正法で、廃棄物処理法第 5 条の 5（都道府県廃棄物処理計画）第 2 項第 4 号の次に第 5 号が新たに追加された。また、これに係る基準が施行規則第 1 条の 2 の 2 第 5 号として新たに追加された。

(廃棄物処理法第5条の5) 都道府県廃棄物処理計画に定める事項

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

(廃棄物処理法施行規則第1条の2の2第5号) 都道府県廃棄物処理計画に規定する事項の追加

- イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
- ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

【趣旨】

- ① 都道府県廃棄物処理計画に定める事項として、廃棄物処理法の基本方針と同様、非常災害時についての事項を追加するものである。
- ② これに伴い、計画の策定に当たって従うべき基準として、新たに施行規則に規定された。
  - イ. については、例えば、災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生に関することを想定。
  - ロ. については、例えば、災害協定のような地方自治体間や地方自治体と事業者間の連携・協力に関すること、市町村で災害廃棄物の処理に著しい支障が生じた場合における、地方自治法に基づく当該処理の全部又は一部の都道府県への事務委託に関することを想定。
  - ハ. については、例えば、非常災害時に産業廃棄物処理施設において災害廃棄物の処理を行うことを想定した施設の処理余力の把握や施設情報の市町村との共有に関することを想定。
- ③ 都道府県廃棄物処理計画を変更するに当たっては、廃棄物処理施設整備計画及び国土強靱化基本計画の趣旨はもとより、災害廃棄物対策指針を踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他その都道府県において既に策定された防災に関する指針・計画等と整合を取りつつ、各地域の実情に応じて必要な事項を定めることとする。

5) 一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法第6条では、市町村に一般廃棄物処理計画の策定を義務付けるとともに、その記載事項について定めている。同条には災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に記載することが明記されていないが、廃棄物処理法の基本方針の中で「災害廃棄物対策に係る市町村の役割」として、非常災害発生時に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定することや災害廃棄物処理計画を策定し適宜見直しを行うことを記載している。

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(1) 市町村の役割（抜粋）

市町村は、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。

その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

6) 国庫補助

廃棄物処理法第 22 条では、市町村が災害廃棄物の処理を行うために必要となる費用の補助について定めている。

(廃棄物処理法第 22 条) 国庫補助

国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

(廃棄物処理法施行令第 25 条) 国庫補助

法第 22 条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内の額について行うものとする。

【趣旨】

- ① 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、国が被災市町村を財政的に支援することを目的とするもの。災害等廃棄物処理事業費補助金制度が整備されている。
- ② また、災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業に係る費用に対しては、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金制度が整備されている。



## 2. 廃棄物処理法に基づく特例措置

### 1) 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

平成 27 年改正法において、新たに「廃棄物処理法第 9 条の 3 の 2 (市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例)」が追加された。これに伴い、都道府県知事への事前協議の方法・事項等が施行規則第 5 条の 10 の 3 に定められた。

#### (廃棄物処理法第 9 条の 3 の 2) 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

市町村は、非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令（廃棄物処理法施行規則第 5 条の 10 の 3）で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

#### 【趣旨】

- ① 非常災害発生時には、一刻も早い処理施設の整備が求められる。このため、次の法第 9 条の 3 の 3 と併せて、被災地における処理施設の増設（又は新設）を可能とするための措置を講じたもの。
- ② 非常災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、市町村が一般廃棄物処理計画（廃棄物処理法第 6 条）に定めようとするとき、又は当該計画を変更しようとするときであって、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得ていた場合には、発災後、現に当該施設の設置をするときに都道府県知事にその旨の届出をすれば、最大 30 日間の法定期間を待たずにその同意に係る施設の設置ができることとした。
- ③ 市町村が、都道府県知事からあらかじめ同意を得ることによる効果は、非常災害時に設置する事前協議を経た一般廃棄物処理施設について、都道府県知事による技術上の基準に適合するか否かの審査に要する期間（廃棄物処理法第 9 条の 3 第 3 項）を省略することにある。
- ④ このため、本特例が適用されるのは、非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設が、都道府県知事が同意した施設と同一の場合に限られるのであり、同意を得た内容に変更を加える必要が生じた場合にあっては、市町村は、都道府県知事に対し、当該変更が生じる部分について、必要な書類を添えて再度協議し、同意を得る必要がある。
- ⑤ また、あらかじめ都道府県知事の同意を得ていた一般廃棄物処理施設を非常災害時に設置しようとするとき、当該市町村は都道府県知事に対し、廃棄物処理法第 9 条の 3 第 1 項に基づく届出をすることになる。
- ⑥ この場合において、市町村が実施する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の縦覧手続及び利害関係者の意見書提出の機会を付与する手続に関し条例で定める事項は、平時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置するときの事項と同様のものとする。
- ⑦ 本特例に係る条例の制定に当たっては、生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供する場所の変更や期間の短縮等、非常災害の状況に応じて平時における一般廃棄物処理施設の設置の手続を一部簡素化することが考えられる。

(廃棄物処理法施行規則第5条の10の3) 非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議

市町村は、法第9条の3の2第1項の規定により協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- 二 一般廃棄物処理施設の種類
- 三 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 四 一般廃棄物処理施設の処理能力
- 五 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 六 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

【趣旨】

非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議をしようとするときは、環境省令（廃棄物処理法施行規則第5条の10の3）に定める事項（1～6）を記載した協議書を都道府県知事に提出することとした。

2) 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例

平成27年改正法において、新たに「廃棄物処理法第9条の3の3（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）」が追加された。これに伴い、非常災害時に一般廃棄物の処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する際の手続が施行規則第5条の10の4に、当該特例に係る縦覧等に関して条例で定める事項が施行令第5条の6の2に定められた。

(廃棄物処理法第9条の3の3) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例

1 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令（廃棄物処理法施行規則第5条の10の4）で定めるところにより、第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、政令（廃棄物処理法施行令第5条の6の2第1項）で定める事項について条例で定めるところにより、生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆に縦覧しなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令（廃棄物処理法施行令第5条の6の2第2項）で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上に見地から意見書を提出することができる。

【趣旨】

- ① ある程度の規模の災害が発生したときには、既存の廃棄物処理施設の損壊又は廃棄物の量があまりに膨大であることによる処理能力不足によって、災害廃棄物の処理が滞ることが想定される。本条は、そのような事態に至った場合に、事業者による処理施設の設置をより簡略に、かつ短期間で行うための特例である。
- ② 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同じく、都道府県知事への届出で足りることとした。
- ③ 本特例は、非常災害が発生し、市町村が一般廃棄物処理施設の設置まで含めた廃棄物処理に係る業務を民間事業者等に委託し、当該民間事業者等による届出を都道府県知事が受理することにより適用を受けることとなる。個々の災害が本規定の特例措置等の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県が判断することとなる。
- ④ 届出に先立ち、当該届出をしようとする者は、生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならないこととするとともに、当該施設の設置に関する利害関係者に対し、当該届出をしようとする者へ生活環境保全上の見地からの意見書の提出機会を付与するものである。
- ⑤ 本規定の適用による一般廃棄物処理施設の設置若しくは設置後の施設の変更に関して都道府県知事への届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合、又は当該施設に係る都道府県知事からの計画変更命令、廃止命令、改善命令、若しくは使用停止命令に違反した場合について、罰則規定が設けられている。
- ⑥ 本特例は、市町村からの委託を受けて非常災害により生じた廃棄物を処理するための一般廃棄物処理施設の設置に係る特例であることから、当該廃棄物の処理終了後に、常設施設として当該施設において平時の一般廃棄物を処理しようとする場合には、別途廃棄物処理法第8条に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可が必要である。

（廃棄物処理法施行規則第5条の10の4）非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出

1 第3条の2の規定は、法第9条の3の3第1項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。

2 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 一 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 二 当該一般廃棄物処理施設の処理工程図
- 三 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

【趣旨】

- ① 非常災害時に一般廃棄物の処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する場合に係る届出について定めたもの。
- ② そのほか、施行規則第5条の10の5から施行規則第5条の10の12に、当該施設の維持管理に関する情報及びその公表、当該施設に関する記録及びその閲覧、事前届出を要しない軽微な変更、

届出を要する変更等の規定が定められている。

(廃棄物処理法施行令第5条の6の2) 法第9条の3の3第2項等の政令で定める事項

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等に関して条例で定める事項

1 法第9条の3の3第2項前段の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類
- 二 生活環境影響調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間
- 三 その他、法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たって必要な事項

2 法第9条の3の3第2項後段の政令で定める事項は、一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者による意見書の提出先及び提出期限とする。

#### 【趣旨】

- ① 生活環境影響調査の公衆への縦覧、意見書提出の機会を付与する手続に関し、条例で定める事項について定めたもの。
- ② この条例の制定に当たっては、生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供する場所の変更や期間の短縮、意見書提出の期間の短縮等、非常災害の状況に応じて、常設の一般廃棄物処理施設を設置する際に適用している内容を一部簡素化することが考えられる。

3) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例（非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加）

平成27年改正法において、新たに「廃棄物処理法第15条の2の5第2項」が追加された。

(廃棄物処理法第15条の2の5第2項)

産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、事前に都道府県知事に届け出ることとされているが、非常災害のために必要な応急措置として実施するときは、この規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく届け出ることをもって足りる。

#### 【趣旨】

- ① 平時においては、既設の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理するときは、都道府県知事に事前に届け出ることとされている。本規定で、非常災害により生じた廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するために必要な応急措置として、産業廃棄物処理施設の設置者は当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には、事後の届出でその処理施設を、当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置できることとした。
- ② 本規定は、被災地域の地方自治体において平時のような事務処理が困難となる場合が想定される

ことを鑑み、生活環境の保全上支障を防止するため等、特に早急に処理が必要な非常災害により生じた廃棄物について、被災地域に既に設置されている産業廃棄物処理施設を迅速に活用するため、設けたものである。

- ③ 他方、被災地域外の都道府県に設置されている産業廃棄物処理施設において当該廃棄物を処理しようとする場合においては、不適正な処理を未然に防止する観点から、当該処理を行おうとする者に対し、通常と同様に事前の届出が適用される。

#### 4) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正

平成 27 年改正法の施行に伴い、非常災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、廃棄物処理法施行令の一部改正（以下「改正令」という。）、廃棄物処理法施行規則の一部改正を行い、所要の規定が整備された。

##### (1) 非常災害における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準（令第 4 条及び第 4 条の 3 関係）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、非常災害時においては、受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分等を環境省令で定める者に再委託することを可能とする。

##### 【趣旨】

- ① 被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が当該非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準（以下「再委託基準」という。）を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができることとした（廃棄物処理法施行令第 4 条第 3 号）。
- ② ただし、一般廃棄物の収集、運搬、処分等の再委託が可能となるのは、非常災害により生じた廃棄物の処理に限られ、平時においては引き続き再委託が禁止であることに変更はない。
- ③ また、個々の災害が、再委託が適用される「非常災害」に該当するか否かについては、処理責任を有する市町村により判断されることになり、市町村が当該災害により生じた廃棄物について、通常の委託基準にのっとった処理が困難であり、再委託を適用することにより円滑かつ迅速な処理が期待できると判断した場合において適用されるものである。

##### (2) 一般廃棄物の処理等の再委託に関する基準の整備（規則第 1 条の 7 の 6 関係）

改正令に基づき、非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準（再委託基準）を定める。

(3) 一般廃棄物処理業の許可を要しない者の追加（規則第2条第1号、第2条の3第1号）

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を要しない者として、非常災害時における再委託先を追加する。

【趣旨】

廃棄物処理法施行令第4条第3号の規定の適用により、非常災害時に市町村から一般廃棄物の処理の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処理を業として行う者については、廃棄物処理法第7条第1項又は第6項の一般廃棄物処理業の許可を受けることを要しないこととした。

5) 緊急に行う廃棄物の処理を許可不要で行えるようにする特例

廃棄物処理法施行規則の一部改正（令和2年5月1日）により、緊急に行う廃棄物の処理を許可不要で行えるようにする特例が新たに創設された。

（廃棄物処理法施行規則第2条第14号、第2条の3第10号、第9条第14号、第10条の3第10号、第10条の11第6号、第10条の15第4号）

災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための措置を講ずるために特に必要がある場合において、環境大臣又は市町村長（一般廃棄物）若しくは都道府県知事（産業廃棄物）が適正に処理ができる者として指定した者は、指定された期間に限り、許可を受けずに、指定された廃棄物の処理を行うことができることとする。

【趣旨】

- ① 災害や新型コロナウイルス感染症のまん延等により、廃棄物処理業者が確保できず、廃棄物の処理が困難となった場合や、市町村や都道府県の職員が多数感染し、又は濃厚接触者となるなどし、行政機能が大幅に低下することにより、事務処理が滞り、廃棄物処理に係る許可を出せないといった場合が想定される。
- ② この改正は、災害等により一時的に低下した一般廃棄物の処理能力を補完することを目的として、処理を補う能力のある者を環境大臣又は市町村長（一般廃棄物）、都道府県知事（産業廃棄物）が指定することで、許可を受けずに廃棄物の処理を行うことを暫定的に可能にし、緊急時の廃棄物の円滑かつ適正な処理を図るものである。
- ③ 指定を受ける者は、まず、処理が必要となっている廃棄物を処理することのできる能力を有していなくてはならない。このため、当該廃棄物の処理に用いるための施設や人員が確保されていること、十分な資金力を有していること、処理に係る必要な技術があること、収集運搬の場合には当該廃棄物を収集運搬するための車両や保管場所に赴くための移動手段が確保されていることなどを考慮する必要がある。
- ④ 既に一般廃棄物、産業廃棄物の処理に係る許可を有し、又は市町村からの委託がなされている場合などには、これらの条件を満たしている可能性が高いと考えられることから、指定に当たってはそれらの者を優先することが原則として望ましい。

- ⑤ ただし、緊急時に行う指定であるから、通常の許可基準を満たしている必要は必ずしもなく、したがって、他に廃棄物を処理できる適切な者がいない場合には、生活環境の保全と公衆衛生の確保を前提として、廃棄物の処理に関して何らの許可も有していない者を指定することが否定されるものではない。

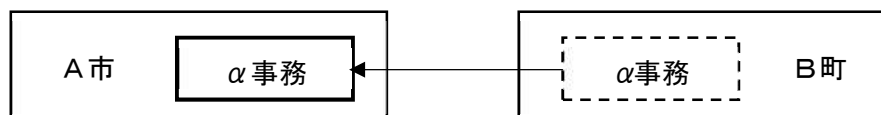
### 3. 地方自治法に基づく市町村から都道府県への事務委託

事務の委託は、地方自治法第 252 条の 14 から第 252 条の 16 に基づき、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。

当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。

#### (地方自治法第 252 条の 14) 事務の委託

- 1 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第 252 条の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第 4 項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

#### (地方自治法第 252 条の 2) 連携協約（抜粋）

- 1 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たっての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（連携協約）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。
- 2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事に届け出なければならない。



3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

近年の災害では、被災によって市区町村の行政機能が麻痺・喪失する事態が発生し、また、膨大な量の災害廃棄物も発生したため、被災自治体だけでは災害廃棄物を処理することができなくなり、地方自治法第252条の14の規定に基づき、都道府県が市区町村からの災害廃棄物処理の事務の一部の委託を受けて、処理主体として災害廃棄物を処理した事例がある。

#### 1) 事務委託の必要性の考え方

- 被災市区町村の行政機能が麻痺・喪失した場合や、対応能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、被災市区町村及び都道府県は相互に調整・協議しながら事務委託の必要性を判断する。
- 都道府県へ委託する事務は、災害廃棄物処理業務の「一部」である。被災市区町村は、全ての業務を都道府県へ委託するのではなく、可能な限り自らの力によって災害廃棄物を処理することが原則である。
- 具体的な委託内容は、混合廃棄物の選別・破碎、仮設焼却炉の建設・処理等、高度な技術を必要とする二次仮置場における業務であるが、災害の種類や規模によっては二次仮置場を設置する必要がなく、一次仮置場における選別や破碎のみで十分処理できる場合もあるため、災害廃棄物の量や性状に応じて事務委託の必要性を判断することが必要である。

#### 2) 事務委託に伴う留意点

- 都道府県へ委託した業務に要する費用は、都道府県から市区町村に請求され、市区町村が支払いを行う必要がある。災害廃棄物処理業務には多額の費用が必要で、都道府県へ支払いを行うため、被災市区町村は災害等廃棄物処理事業費補助金の交付を受けることが必要となる。
- 補助金の交付を受けるためには、都道府県へ委託した業務についても災害査定を受検する必要があることから、市区町村は事務委託後も都道府県と密に連携して災害廃棄物の処理を進めていくことが必要である。

#### 3) 過去の事例

##### (1) 事務委託の流れ

過去の災害における事務委託の流れを以下に示す。事務委託を行うためには、都道府県・市区町村の双方の議会議決が必要であるため、業務の委託までに時間を要することに留意が必要である。

① 東日本大震災における岩手県の例

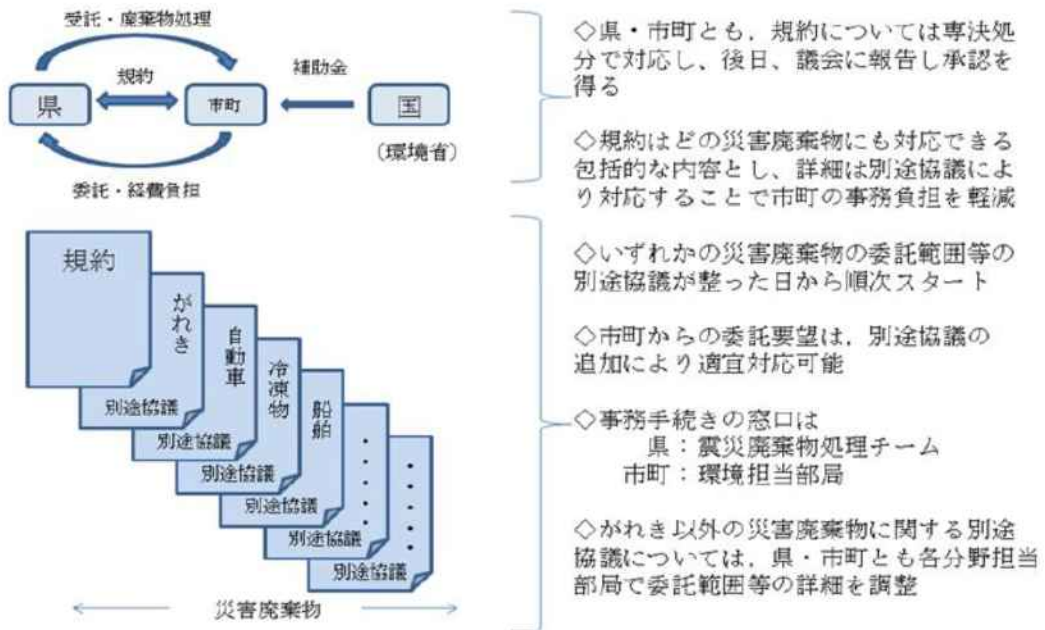
市町村	県
<p>②委託依頼（申し出） 委託依頼文書送付（H23.4.8）</p> <p>④委託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を議決（又は専決処分） （H23.4.11）</p> <p>⑤委託協議 委託協議文書、議決書謄本、議会会議録（専決処分書）送付（H23.4.11）</p> <p>⑩告示</p> <p>⑫経費に係る協議 経費に係る協議書（押印2部）送付</p> <p>⑭委託協議議決書謄本送付</p>	<p>①委託について意向確認 意向確認照会文書送付（～H23.4.8）</p> <p>③受託について通知 受託通知文書、委託規約（案）、（専決処分（案））参考送付（H23.4.8）</p> <p>⑥受託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決（又は専決処分）（H23.4.11）</p> <p>⑦受託決定通知 決定通知書送付（H23.4.11）</p> <p>⑧告示依頼 告示依頼書送付（H23.4.11）</p> <p>⑨告示 県報登載（H23.4.22）</p> <p>⑪経費に係る協議 経費に係る協議書（案）送付</p> <p>⑬経費に係る協議締結 経費に係る協議書（押印1部）送付、（押印1部）保管（H23.4.18）</p> <p>⑮総務大臣への届出 委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付</p>

※表中の日付は平成23年度に実施したスケジュールの一例である

（出典）岩手県「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」平成27年2月

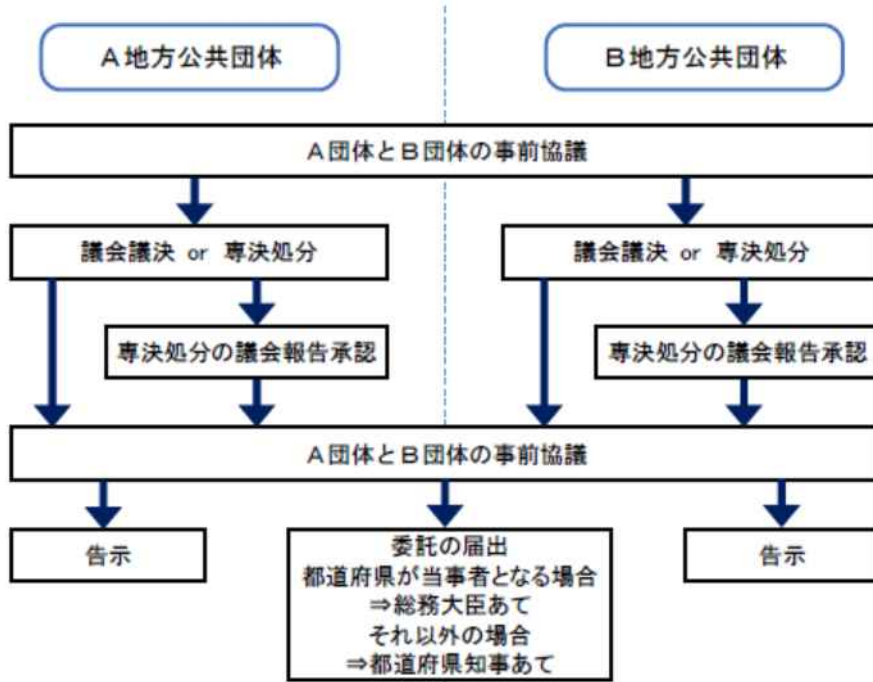
② 東日本大震災における宮城県の事務委託スキーム

【市町から県への事務委託スキーム】 根拠：地方自治法第252条の14



(出典) 宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」平成26年7月

② 平成28年熊本地震における益城町の例



【図表4-2】地方自治法に基づく事務委託の流れ

(出典) 益城町「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録」平成30年3月

(2) 事務の委託に関する規約(例)

過去の災害における事務の委託に関する規約(例)を以下に示す。

- ① 平成23年4月4日 関係県廃棄物行政主管部(局)宛て 事務連絡  
総務省自治行政局市町村体制整備課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課  
「災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例について」

A市町村・B県の災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例

(趣旨)

第1条 この規約は、A市町村がB県に地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき委託する災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 A市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づきA市町村が事務として行う廃棄物の処理のうち、災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務をB県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行の方法については、A市町村の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(収入金)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、B県の収入とする。

(経費の負担及び支弁の方法)

第5条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「経費」という。)は、A市町村の負担とする。

2 経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、A市町村長とB県知事が別途協議して定める。この場合において、B県知事は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類をA市町村長に送付しなければならない。

(予算への計上)

第6条 B県知事は、委託事務の管理及び執行に伴う収入及び支出に関し、B県の一般会計歳入歳出予算に分別して計上するものとする。

(徴収手数料の収入)

第7条 委託事務の管理及び運営に伴い徴収する手数料の収入は、B県の収入とする。

(繰越金)

第8条 B県知事は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、B県知事は繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかにA市町村長に提出しなければならない。

(条例等の改正の場合の措置)

第9条 A市町村長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を変更しようとする場合は、あらかじめB県知事に通知しなければならない。

(協議)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、A市町村長とB県知事が別途協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月〇日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、B県知事がこれを決算する。この場合、決算に伴って生じる剰余金は、速やかにA市町村に還付しなければならない。

## ② 東日本大震災における岩手県の例 県と市町村との間の事務委託における規約

〇〇〇と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約

(事務の委託の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、〇〇〇は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物の処理のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務(以下「委託事務」という。)を岩手県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、〇〇〇の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

- 2 〇〇〇長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の写しをあらかじめ岩手県

知事に送付するものとする。

(収入金)

第3条 委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、岩手県の収入とする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、〇〇〇の負担とし、〇〇〇は、これを岩手県に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、岩手県知事と〇〇〇長が協議して定める。

(予算への計上)

第5条 岩手県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出に関し、岩手県の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(繰越金)

第6条 岩手県知事は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができる。この場合において、岩手県知事は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに〇〇〇長に提出するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正したときは、〇〇〇長は、直ちに岩手県知事に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、岩手県知事と〇〇〇長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成23年〇月〇日から施行し、同年3月12日から適用する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合において、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、岩手県知事がこれを決算する。この場合において、岩手県知事は、決算に伴って生じる剰余金を速やかに〇〇〇に還付するものとする。

(出典) 岩手県「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」平成27年2月

## 協 議 書

第1条 この協議書は、「〇〇〇と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約（以下「規約」という。）」第4条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する経費の額及び交付の時期を定めることを目的とする。

第2条 規約第4条第2項に規定する〇〇〇の負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 損壊家屋等の解体に要する経費
- (2) 規約第1条に定める廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の排出現場における分別に要する経費
- (3) 災害廃棄物の撤去のための収集運搬に要する経費
- (4) 災害廃棄物の仮置場の整備又は管理に要する経費
- (5) 災害廃棄物の仮置場における分別に要する経費
- (6) 災害廃棄物に関する処理計画の策定に要する経費
- (7) 災害廃棄物の処分のための収集運搬に要する経費
- (8) 災害廃棄物の処分（中間処理、最終処分及び再生を含む。）に要する経費
- (9) その他災害廃棄物の処理に要する経費

2 前項各号の経費の額は、〇〇〇が処理実績等に基づき積算し、別途、岩手県が定める交付期日までに交付するものとする。

3 経費の積算に当たり、規約第3条に定める収入金相当額を、〇〇〇の負担する経費から控除するものとする。

第3条 この協議書の内容について変更する必要があるときはあらためて協議するものとする。

第4条 この協議書は、2通作成し、その証として〇〇〇及び岩手県が各1通保管するものとする。

平成23年〇月〇日

岩手県知事 ○ ○ ○ ○

〇〇（市町村）長 ○ ○ ○ ○

③ 東日本大震災における宮城県の例  
県と市町との協議書類

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町長 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の委託について（協議）

このことについて、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を委託したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により協議します。

（出典）宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」平成 26 年 7 月

○○（市・町）長 ○○ ○○ 殿

宮城県知事 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の受託について（回答）

平成○○年○月○日付け○○第○○号で協議の申出のありました災害等廃棄物処理の事務の委託については、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を受託することに同意します。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定に基づく告示については、平成○○年○月○日付け宮城県告示第○○号で行いますが、貴市（町）においても告示されるようお願いいたします。

（出典）宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」平成 26 年 7 月



(別紙)

## 〇〇市(町)と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

(災害等廃棄物処理の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、〇〇市(町)は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理(以下「災害等廃棄物処理の事務」という。)を宮城県に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務(以下「委託事務」という。)の範囲は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

(委託事務の管理及び執行の方法等)

第3条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、宮城県の収入とする。

(委託事務に要する経費の負担等)

第4条 委託事務に要する経費は、〇〇市(町)が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、〇〇市(町)と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を〇〇市(町)長に送付するものとする。

(補足)

第5条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに〇〇市(町)長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、〇〇市(町)と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(出典) 宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」平成26年7月

#### 4. 災害対策基本法に基づく環境大臣による処理指針の策定

平成 27 年改正法において、新たに「災害対策基本法第 86 条の 5（廃棄物処理の特例）第 2 項、第 3 項」が追加された。

（災害対策基本法第 86 条の 5）廃棄物処理の特例  
指定災害廃棄物の処理に関する指針の策定

2 環境大臣は、指定を受けた災害により生じた廃棄物（指定災害廃棄物）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針（処理指針）を定め、これを公表する。

3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
- 二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項

#### 【趣旨】

- ① 一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、これまでの災害廃棄物対策においては、国は財政面の補助や技術的な助言を行う等、側面的な支援をするに留まっていた。
- ② しかしながら、大規模な災害が発生した場合であっても災害廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するためには、国が現に発生した災害及び現に生じた災害廃棄物の種類や特性に応じてその処理の方法や工程、期間についての基本的な方向性を示した上で、改正前の災害対策基本法に規定されている廃棄物処理の基準の緩和等の特例措置を迅速かつ適正に行う必要がある。
- ③ 災害対策基本法第 86 条の 5 第 1 項に基づき政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害により発生した廃棄物の処理について、環境大臣は、当該非常災害により生じた廃棄物（指定災害廃棄物）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法に基づく基本方針にのっとり、その処理に関する基本的な指針（処理指針）を定め、これを公表することとした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 2 項）。
- ④ また、処理指針に定める事項を規定した（災害対策基本法第 86 条の 5 第 3 項）。

## 5. 災害対策基本法に基づく環境大臣による廃棄物の処理の代行

平成 27 年改正法において、新たに「災害対策基本法第 86 条の 5（廃棄物処理の特例）第 9 項、第 10 項、第 11 項、第 12 項、第 13 項」が追加された。

（災害対策基本法第 86 条の 5）廃棄物処理の特例

環境大臣による廃棄物処理の代行

9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わって自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

- 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
- 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

10 環境大臣が指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合は、廃棄物処理法第 7 条第 1 項又は第 6 項、第 14 条第 1 項又は第 6 項、第 14 条の 4 第 1 項又は第 6 項（廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、市町村長又は都道府県知事の許可を受けなければならない）の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けなくて、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

11 環境大臣が代行して指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合は、廃棄物処理法第 19 条の 4 第 1 項（一般廃棄物処理基準に適合しない収集、運搬又は処分が行われた場合の支障の除去等の措置を命ずることができる）の規定は、適用しない。

12 環境大臣が代行して行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。

13 国は、災害対策基本法第 86 条の 5 第 12 項の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【趣旨】

- ① 被災地域においては、災害の規模や態様により、都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受ける事態が否定できない。このため、そのような場合に備え、国が廃棄物処理を行うことをあらかじめ想定し、発災後の機動的対応が可能となるよう、環境大臣が、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、指定災害廃棄物の処理の代行を行うことができる旨の規定を設けることとした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 9 項）。
- ② 環境大臣による指定災害廃棄物の処理の代行は、災害対策基本法第 86 条の 5 第 4 項に基づき指定された廃棄物処理特例地域内の市町村の長からの要請により、第 9 項（一、二、三）の事項を勘案し、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため必要があるか否かの観点から、その適用の要否が判断されることとなる。具体的には、
  - 一については、当該市町村及び地方自治法に基づき当該市町村から事務を受託できる都道府県の

行政機能の低下の度合い等を、  
二については、平素当該市町村及び当該市町村を管轄する都道府県で行われない廃棄物の処理のための知識や技術の程度等を、  
三については、当該市町村及び当該市町村を管轄する都道府県内における処理が困難な程度に災害廃棄物が発生しているか否か等を、  
勘案することを規定している。

- ③ 指定災害廃棄物の処理を代行する環境大臣が当該処理を他人に委託する場合に、当該委託先が処理を行うに当たっては、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を要しないこととした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 10 項）。
- ④ また、本規定の適用により廃棄物の処理を代行した環境大臣については、通常、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物の処理を行っている市町村と同様に、廃棄物処理法第 19 条の 4 の規定による措置命令の適用からは除外することとした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 11 項）。
- ⑤ 環境大臣が代行した指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要した費用については、まず国が負担した上で、当該指定災害廃棄物の処理の代行を要請した市町村は、当該市町村自らが当該指定災害廃棄物の処理を行う場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額を控除した額を負担することとした。また、国は、これにより当該市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 12 項及び第 13 項）。

---

<引用・参考資料>

1) 環境省HP：災害廃棄物処理のための制度整備

(1) 法律改正

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）の概要
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（新旧対照）

(2) 政省令改正

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要（平成27年7月）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（新旧対照）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要（平成27年7月）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（新旧対照）

(3) 通知

- 廃棄物・リサイクル対策部長通知（都道府県宛て）平成27年8月6日
- 廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知（都道府県・政令市廃棄物主管部（局）長宛て）平成27年8月6日

2) 環境省HP：新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」について（令和2年5月1日）
- 環境再生・資源循環局長通知（都道府県・政令市宛て）令和2年5月1日

3) 総務省HP：事務の委託の制度概要

4) 災害廃棄物対策指針（改定版）平成30年3月 第3編 技術資料【技9】事務委託（例）

5) 総務省自治行政局市町村体制整備課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡（関係県廃棄物行政主管部（局）宛て）平成23年4月4日  
「災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例について」

6) 岩手県「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」  
平成27年2月

7) 宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」平成26年7月

8) 益城町「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録」平成30年3月

9) 一般財団法人日本環境衛生センター「災害廃棄物対策強化の要点 一解説・廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正一 平成27年」平成28年3月8日